

別表１－１（相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（見附市）

創業支援等事業の目標					
(1) 目標 創業支援対象者数：25件／年、創業者数：3件／年 (2) 目標の根拠 令和元年度から令和5年度で見ると、見附市の相談窓口には、創業に関する各種支援の情報収集や相談が年間平均で11件あった。このうち、実際に創業につながったのは年間平均で5.2件だった。以上の実績を踏まえ、年間25件の相談件数と、うち3件（創業支援対象者の1割程度）の創業実現を目標とする。 この目標達成に向けて、市は各創業支援等事業者と連携を図り、各種支援施策について積極的な情報発信を行うなど、支援施策を広く周知していく。					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
創業支援対象者数	13件	11件	11件	13件	17件
創業者数	4件	3件	8件	6件	5件
創業支援等事業の内容及び実施方法					
(1) 創業支援等事業の内容 ＜窓口相談対応＞ - 見附市は、地域経済課内に相談窓口を設置する。 - 創業希望者からの相談内容に応じて、以下の創業支援等事業者へ紹介し、様々な創業時の課題支援を行う。 ① 見附商工会 ② （公財）にいがた産業創造機構（以下、NICO） ③ 一般社団法人新潟県起業支援センター（以下、CLIP長岡） ④ 地域金融機関 - 市報や市ホームページ等を活用して、創業支援窓口の体制や支援施策の情報を、広く周知する。 - 創業に必要な要素となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。 ＜創業に必要な要素と創業支援等事業者が担う役割＞ 1. ターゲット市場の見つけ方 - 見附商工会、CLIP長岡、地域金融機関で得られた市場のニーズについて、相談者に合わせて情報提供する。 2. ビジネスモデルの構築の仕方 - 見附商工会、CLIP長岡、地域金融機関が、顧客、ニーズへの対応、採算性についてアドバイスを行う。 3. 売れる商品・サービスの作り方 - 見附商工会およびNICOより専門家を派遣し、商品開発やサービスの構築に対して、専門的知見に基づきアドバイスを行う。 - 市が見附商工会、NICOと協力し「起業・創業セミナー」を開催することで、講師（起業家）から成功事例を学べるようにする。 - CLIP長岡が起業家の相談に応じ、商品開発やサービスの構築に関して、相談者ごとの状況に基づいてアドバイスを行う。 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について					

- ・ 見附商工会、CLIP長岡が採算性、販路、提供方法についてアドバイスを行う。

5. 資金調達、資金相談

- ・ 見附商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。
- ・ 地域金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。
- ・ 見附市は、信用保証料補助金制度を設け、新潟県の創業制度融資の活用を支援する。
- ・ 見附市で開業資金を補助する制度を整備し、創業希望者に広く広報する。

6. 事業計画書の作成

- ・ 見附商工会が、事業計画作成についてアドバイスを行う。
- ・ 補助金等の申請については、市、見附商工会が連携してサポートを行う。
- ・ 見附市が見附商工会と協力し「起業・創業塾」を開催し、事業計画書の作成に必要な知識の習得、作成演習、フォローを行う。

7. 許認可、手続き

- ・ 見附商工会において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、各団体の紹介や専門家派遣を行い、アドバイスを行ってもらう。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

- ・ 各創業支援等事業者が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<関連する見附市の施策>

- ・ 起業創業支援事業補助金

見附市では、市内で新たに起業創業（第二創業を含む）する人に対して、起業創業の準備に必要な経費の一部を補助する（補助金上限額：一般枠50万円・シニア枠30万円、補助率1/2）

<創業支援等機関との連携>

- ・ 各創業支援等事業者が支援を行った創業希望者等の情報は、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、見附市が集約を行う。
- ・ その情報をもとに、見附市と相談を受けた創業支援等事業者で連携し、その後の創業の有無の確認や創業後の課題を聞き取り、課題に沿った支援（必要があれば専門家派遣）を行う。

<特定創業支援等事業>

- ・ 見附市では、CLIP長岡の協力を得て①「見附市起業家個別相談事業」②「起業スクール」、見附商工会の協力を得て③「経営支援事業」を実施する。
- ・ 旧別表1-2「起業・創業塾（特定創業支援等事業）」を過去に受講し要件に該当する者には、引き続き証明書の発行ができるものとする。

※ 各事業とも4回以上（1回につき1時間以上）かつ1か月以上、継続して経営・財務・人材育成・販路開拓の内容すべて習得できるものとする。

※ 特定創業支援等事業の資格を満たした者の、氏名、住所、相談内容、相談日等を記載した名簿を、特定支援等事業者（CLIP長岡、見附商工会）から見附市へ提出してもらい、名簿をもとに見附市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・ 本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を見附市が把握することとし、創業希望

者・創業者に対するアンケート調査により、常に事業内容や体制を改善していくこととする。

- ・ 特定創業支援等事業を受講し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を面談の場を設ける等して確認する。
- ・ 創業後は、事業の進捗状況を訪問や電話等によってフォローアップを行い、創業者の課題解決を図る。
- ・ 公序良俗を害する恐れがある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援等事業者にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・ 見附市地域経済課内に担当者2人を配置する。
- ・ 見附市を中心に創業支援等事業者が連携し、創業希望者の創業段階ごとの課題解決やフォローアップを行う。
- ・ 各創業支援等事業者が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ見附市が一元管理を行い、「創業にあたっての支援施策等をまとめたもの」を作成し、見附市及び各創業支援等事業者で共有することで、窓口対応の効率化と平準化を図る。
- ・ 市報や市ホームページ等を活用して、創業支援窓口の体制や支援施策の情報を、広く周知する。

計画期間

平成27年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和8年4月1日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第17回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－１（起業家個別相談事業）※特定創業支援等事業【既存】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター（ＣＬＩＰ長岡） (2) 住所 新潟県長岡市大手通２丁目２番地６　ながおか市民センターＢ１Ｆ (3) 代表者の氏名 代表理事　高橋　秀明 (4) 連絡先 TEL:0258-94-5040　FAX:0258-94-5041 担当者：高橋　秀明
創業支援等事業の目標
(1) 目標 年間相談目標件数：３０人／年、創業目標件数：２件／年 (2) 目標の根拠 令和７年度に一般社団法人新潟県起業支援センター（以下、「ＣＬＩＰ長岡」という。）が実施した見附市に関連する個別相談指導は３人で、起業に至った人はいなかった。 今後は本計画に基づき、年間を通じて起業に関するあらゆる悩み（アイデアの具体化、事業計画、資金繰り等）に専門相談員が個別で対応するほか、１か月に１回のペースで相談員が見附市へ出向いて相談に応じることで、アイデアの言語化・具体化のサポートや、事業の継続的な成長と発展を支援していく。こうした相談支援をとおして、年間で３０人の相談を受け付け、うち２人の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 ＜見附市起業家個別相談事業＞【既存・特定創業支援等事業】 ・ＣＬＩＰ長岡に相談窓口を設け、見附市、見附商工会と連携し、年間を通じて起業に関するあらゆる悩み（アイデアの具体化、事業計画、資金繰り等）に専門相談員が個別で対応する。 ・１か月に１回のペースで相談員が見附市へ出向いて相談に応じる「出張相談」を行い、市民がより相談しやすい体制づくりを行う。 ・創業希望者から相談があった場合、相談者に応じて相談員が経営・財務・人材育成・販路開拓等について、１回１時間以上の個別相談指導を実施する。 ・相談者には、見附市の創業支援に関する支援制度及び施策を紹介するほか、連携機関のネットワークを活用し、必要に応じて専門機関を紹介する等を行う。 ＜特定創業支援等事業について＞ ・経営、財務、人材育成、販路開拓について、１回１時間程度の個別相談指導を１か月以上にわたり４回以上実施し、４分野の知識が身に付いたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として認定し、市が証明書を発行する。 （２）創業支援等事業の実施方法 ・相談者が必要とする支援の内容に応じて、適切なコーディネートを行うことが出来る創

業支援の専門相談員を配置する。

- ・相談窓口では、創業支援に関する資料を備え付け、情報提供を図るとともに、相談内容に応じて各支援機関と連携して対応する。
- ・相談ごとに、相談の概要および支援の受付状況等を見附市に報告する。
- ・見附市は、支援状況を適宜集約して管理するとともに、ホームページや広報紙のほか、窓口へのチラシ設置等を通して、本事業の周知に積極的に協力する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名・住所・連絡先・相談内容・相談日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得た上で、事業終了後直ちに見附市へ提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・その後の事業実績や経営状況等について、各支援機関と情報共有を図り、創業後のアフターフォローも連携して行う。
- ・必要に応じて、CLIP長岡が実施するほかの事業（起業スクール（別表２－２）、起業家必修セミナー&交流会（別表２－３）、女性起業家コミュニティ「おしゃべりカフェ」（別表２－４））、および見附商工会の経営支援事業（別表２－５）へとつなげ、より綿密な支援へとつなげる。
- ・起業スクール（別表２－２）および経営支援事業（別表２－５）を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に着いたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和8年4月1日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第17回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－２（起業スクール）※特定創業支援等事業【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要					
(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター（ＣＬＩＰ長岡）					
(2) 住所 新潟県長岡市大手通２丁目２番地６　ながおか市民センターＢ１Ｆ					
(3) 代表者の氏名 代表理事　高橋　秀明					
(4) 連絡先 TEL:0258-94-5040　FAX:0258-94-5041 担当者：高橋　秀明					
創業支援等事業の目標					
(1) 目標 創業支援対象者数：１２人／年、創業目標件数：２件／年					
(2) 目標の根拠 平成２５年度から令和７年度まで見附市で実施していた「起業・創業塾」では、直近５年間（令和３年度～令和７年度）ごとの平均参加者数は１１．６人だった。このうち、創業を実現した人は年間平均で１．２人だった。 本事業でも、「起業・創業塾」と同様に経営戦略や販路開拓等をテーマとした「創業に結びつく実践的な講義」を行うことを踏まえ、「起業・創業塾」での実績をもとに、毎年１０人の受講者と、うち２名の創業実現を目指す。					
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受講者数	１６人	１３人	１２人	９人	８人
創業者数	１人	２人	０人	１人	２人
創業支援等事業の内容及び実施方法					
(１) 創業支援等事業の内容 ＜起業スクール＞【新規・特定創業支援等事業】 ・創業を目指している方を対象に、創業に必要とされる基礎的な知識の習得からビジネスプランの作成まで、専門家を講師に迎えて全５回以上のシリーズで実施する。期間は１か月以上。 ・全体の８割以上かつ４回以上出席し、１か月以上の支援を受けて「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。					
＜起業スクールについて＞ ① 経営戦略について ② マーケティングと販路開拓 ③ 起業にまつわるお金の話 ④ 事業計画発表 ⑤ 人材育成					
(２) 創業支援等事業の実施方法 ・企画運営、相談対応、専門家紹介、広報物作成、広報はＣＬＩＰ長岡が実施する。					

- ・会場の確保、市の広報媒体を用いた広報協力、各支援機関との連携は市が行う。
- ・全体の８割以上かつ４回以上出席し、１か月以上の支援を受けて「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を習得した者については証明書を交付し、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了承を得て、各連携機関で共有できるようにする。
- ・必要に応じて、CLIP長岡が実施するほかの事業（起業者個別相談（別表２－１）、起業者必修セミナー&交流会（別表２－３）、女性起業者コミュニティ「おしゃべりカフェ」（別表２－４））、および見附商工会の経営支援事業（別表２－５）へとつなげ、より綿密な支援へとつなげる。
- ・起業者個別相談事業（別表２－１）および経営支援事業（別表２－５）を組み合わせることも可能とし、合わせて１か月以上の期間にわたり、４回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つの知識が身に着いたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

計画期間

令和８年４月１日～令和１２年３月３１日

※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第１７回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－３（起業家必修セミナー&交流会）【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要					
(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡） (2) 住所 新潟県長岡市大手通２丁目２番地６ ながおか市民センターＢ１Ｆ (3) 代表者の氏名 代表理事 高橋 秀明 (4) 連絡先 TEL:0258-94-5040 FAX:0258-94-5041 担当者：高橋 秀明					
創業支援等事業の目標					
(1) 目標 創業支援対象者数：３０人／年、創業目標件数：１件／年 (2) 目標の根拠 直近３年間で見附市が主体で行っていた「起業・創業セミナー」では、参加者数の年平均が１７．６人、このうち新たに創業を実現した人数は０．６人だった。 本事業では、起業家に必要な基礎知識の習得と参加者同士の交流を通して、毎年３０人の参加者と、１人の起業実現を目指す。					
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
参加者数	１０人	３３人	１９人	１３人	１３人
創業者数	０人	２人	１人	０人	０人
創業支援等事業の内容及び実施方法					
(１) 創業支援等事業の内容 ・起業家および起業家予備軍の人たちを対象として開催し、参加者同士のつながりづくりの場とする。 ・見附市内に会場を設け、３か月に１回のペースで開催する。 ・外部講師を招き、事業ブランディングやSNS活用等、起業家が知っておくべき基礎知識を学べる講座を実施したのち、参加者同士の交流会を開催する。 ・事業運営に必要な知識の習得を支援するとともに、交流会を通じて参加者同士の情報交換や関係づくりを促進し、横のつながり形成を支援する。 (２) 創業支援等事業の実施方法 ・企画運営、相談対応、専門家紹介、広報物作成、広報はCLIP長岡が実施する。 ・会場の確保、市の広報媒体を用いた広報協力、各支援機関との連携は市が行う。 ・交流会の参加者情報や様子等は、CLIP長岡が見附市に実施報告書を提出する。 ・参加者名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・必要に応じて、CLIP長岡が実施するほかの事業（起業家個別相談（別表２－１）、起業スクール（別表２－２）、女性起業家コミュニティ「おしゃべりカフェ」（別表２－４））、および見附商工会の経営支援事業（別表２－５）へとつなげ、より綿密な支援へとつなげる。					

計画期間
令和8年4月1日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第17回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－４（起業家コミュニティ形成事業）【新規】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1)氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター（ＣＬＩＰ長岡） (2)住所 新潟県長岡市大手通２丁目２番地６　ながおか市民センターＢ１Ｆ (3)代表者の氏名 代表理事　高橋　秀明 (4)連絡先 TEL:0258-94-5040　FAX:0258-94-5041 担当者：高橋　秀明
創業支援等事業の目標
(1)目標 創業支援対象者数：２０人／年、創業目標件数：１件／年 (2)目標の根拠 他自治体における同様の事業では、１年間で70名が参加し、各自の事業における受注や事業拡大につながっている。こうした実績と当市の人口規模を踏まえ、年間で20人の相談を受け付け、うち１人の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(１)創業支援等事業の内容 ・起業家の「横のつながり」を形成するための交流会を開催する。 ・見附市内に会場を設け、3か月に1回のペースで開催する。 ・起業を目指す女性、あるいは起業済みの女性を主な対象とし、ＣＬＩＰ長岡の選出したファシリテーターを1名配置して、９０分間程度の交流会を行う。 ・交流会を通し、参加者同士で自身の事業プランや抱えている悩みなどを共有することで、起業に向けたきっかけづくり、および事業継続・拡大に向けたヒントをつかむ場としてもらう。 (２)創業支援等事業の実施方法 ・企画運営、相談対応、専門家紹介、広報物作成、広報はＣＬＩＰ長岡が実施する。 ・会場の確保、市の広報媒体を用いた広報協力、各支援機関との連携は市が行う。 ・交流会の参加者情報や様子等は、ＣＬＩＰ長岡が見附市に実施報告書を提出する。 ・参加者名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・必要に応じて、CLIP長岡が実施するほかの事業（起業家個別相談（別表２－１）、起業スクール（別表２－２）、起業家必修セミナー&交流会（別表２－３））、および見附商工会の経営支援事業（別表２－５）へとつなげ、より綿密な支援へとつなげる。
計画期間
令和８年４月１日～令和１２年３月３１日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第１７回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－５（経営支援事業）※特定創業支援等事業【既存】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要					
(1)氏名又は名称 見附商工会 (2)住所 新潟県見附市本町1-4-41 (3)代表者の氏名 会長 浅野 敬夫 (4)連絡先 TEL:0258-62-1365 FAX: 0258-63-1656 担当者：神保 尚宏					
創業支援等事業の目標					
(1)目標 年間相談目標件数：10件／年、年間起業・創業目標件数：5件／年 (2)目標の根拠 直近5年間（令和元年度～令和5年度）毎の平均相談者数は8.2人だった。このうち創業を実現したのは、6.4人だった。過去の相談実績を踏まえ、相談目標件数を10件、起業・創業目標件数を5件とした。					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数	7人	5人	8人	6人	15人
創業者数	5人	4人	7人	4人	12人
創業支援等事業の内容及び実施方法					
(1)創業支援等事業の内容 <経営支援事業>【既存・特定創業支援等事業】 ・見附商工会に相談窓口を設け、創業を予定している方や新たな事業分野開拓を志す起業家の方の相談に対応する。 ・相談者には、見附市の創業支援に関する支援制度及び施策を紹介するほか、連携機関のネットワークを活用し、必要に応じて専門機関を紹介する等を行う。 ・新潟県商工会連合会が実施している「エキスパート事業」にて、相談者の悩みに応じて中小企業診断士等の専門家の派遣を行うことで、各種助成金の申請に向けた指導や経営に関する悩みの解決を支援する。 <特定創業支援等事業について> ・経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回1時間程度の個別相談指導を1か月以上にわたり4回以上実施し、4分野の知識が身に付いたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として認定し、市が証明書を発行する。 (2)創業支援等事業の実施方法 ・相談者が必要とする支援の内容に応じて、見附商工会の経営指導員が支援を行う。 ・相談内容に応じて各支援機関と連携して対応する。 ・相談の概要および支援の受付状況等は、見附市に適宜報告する。					

- ・見附市は、支援状況を適宜集約して管理するとともに、ホームページや広報紙のほか、窓口へのチラシ設置等を通して、本事業の周知に積極的に協力する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名・住所・連絡先・相談内容・相談日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得た上で、事業終了後直ちに見附市へ提出する。名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・その後の事業実績や経営状況等について、各支援機関と情報共有を図り、創業後のアフターフォローも連携して行う。
- ・必要に応じて、CLIP長岡が実施する事業（起業者個別相談（別表２－１）、起業スクール（別表２－２）、起業家必修セミナー&交流会（別表２－３）、女性起業家コミュニティ「おしゃべりカフェ」）へとつなげ、より綿密な支援へとつなげる。
- ・起業者個別相談事業（別表２－１）および起業スクール（別表２－２）を組み合わせることも可能とし、合わせて１か月以上の期間にわたり、４回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つの知識が身に着いたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

計画期間

令和７年１２月２５日～令和１２年３月３１日

変更箇所については、令和８年４月１日～令和１２年３月３１日

※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第１７回認定日以降の申請が対象となる。